

奥尻町風力発電施設に関するガイドライン

奥 尻 町

(目的)

第1条 このガイドラインは、奥尻町において実施される発電規模が1000キロワット未満の風力発電施設建設事業（以下「事業」という。）に関し、設置者及び事業者に対し事業計画の段階において建設に伴う規制条件や根拠法令等を明確にし、町民生活の保全や自然環境保全、景観形成等の観点から、適切に設置事業及び発電事業を進めることができるよう、設置者及び事業者が自主的に遵守すべき事項等を定めるものである。

なお、本ガイドラインについては、今後の社会情勢や自然環境の変化等により、必要に応じて改訂等の措置を講じるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「風力発電設備」 風力を電気に変換するための設備及びその附属設備をいう。
- (2) 「設置事業」 風力発電設備を設置する事業をいう。
- (3) 「事業区域」 設置事業を実施しようとする区域をいう。
- (4) 「発電事業」 風力発電設備により発電する事業をいう。
- (5) 「設置者」 事業区域の使用収益権を有する者であって、風力発電施設を設置する者をいう。
- (6) 「事業者」 設置者が設置する風力発電設備により発電事業を行う者をいう。
- (7) 「地域住民等」 事業区域の近隣（発電施設を中心に半径1500メートル以内の範囲）に居住している者、事業区域の近隣若しくは隣接する土地及び家屋の所有者又は使用者（学校、幼稚園、病院、福祉施設、町内会館等、奥尻町民が使用する、又は関連する全ての施設を含む）、若しくは事業区域が所在する町内会（事業区域が町内会の境界付近にある場合は、隣接する町内会を含む）の関係者をいう。

(対象施設)

第3条 対象となる風力発電施設は、奥尻町において、新設、増設又は改修をする風力発電施設で、出力（同一の発電事業において複数の風力発電設備を稼働する場合は、当該事業における総出力規模）が1000キロワット未満のものをいう。

但し、売電を主たる目的としない公共的な設備は除く。

(対象地域)

第4条 このガイドラインの対象地域は、奥尻町全域とする。

(遵守事項)

第5条 設置者は、風力光発電施設を設置する際は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 説明会及び事前周知処置実施ガイドライン (2025年4月改訂)
資源エネルギー庁
- (2) 事業計画策定ガイドライン (風力発電発電) (2025年5月改訂)
資源エネルギー庁
- (3) 北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン (令和7年4月改訂)
北海道 まちづくり局都市計画課
- (4) 低周波音問題対応の手引書 (平成16年6月) 環境省
- (5) 奥尻町 開発行為指導要綱
- (6) 奥尻町 普通河川管理条例
- (7) 奥尻町 風力発電施設に関するガイドライン (令和8年4月) (本紙)
- (8) その他 電波法・航空法・景観法・森林法・盛土規制法・農地法・
文化財保護法・民法・電気事業法・騒音規制法・振動規制法・
環境基本法・防衛風力発電調整法
…等々 事業関係法令に定めるもの

(設置及び運用の基準)

第6条 設置者及び事業者等は、風力発電施設を設置する際は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 最寄りの住宅又は近隣施設 (学校、幼稚園、病院、福祉施設、町内会館等、奥尻町民が使用する、又は関連する全ての施設を含む) から、発電施設タワー基礎部分までの水平距離で、1000メートル以上離れた場所に設置すること。
- (2) 道路 (道道及び町道) から発電施設タワー基礎部分までの水平距離は、発電施設の最大高さに相当する距離の2倍以上離れた場所に設置すること。
- (3) 発電施設より発生する作動音について、上記 (1) と同様の住宅又は近隣施設において離隔距離を確保し、昼間50デシベル以下、夜間40デシベル以下とすること。但し、静穏を要する施設 (学校、幼稚園、病院、福祉施設等) については、作動音の基準を30デシベル以下としなければならない。
- (4) 発電施設より発生する低周波音について、上記 (1) と同様の住宅又は近隣施設において、環境省「低周波音問題対応の手引書」に基づき、低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。
- (5) 発電施設の設置及び運用によって、テレビ及びラジオ放送等の電波障害が発生しないよう配慮しなければならない。

- (6) 発電施設の設置及び運用によって、動植物（特に家畜や鳥類）への影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じること。
- (7) 発電施設及びその周辺に照明器具等を設置するときは、(1)と同様の住宅又は近隣施設への光害及び生態系への影響を生じさせないように配慮すること。
- (8) 設置者及び事業者は、発電施設の設置等にあたって、地域の自然及び景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく害し、又は公衆に対し危害を及ぼすことがないように講じなければならない。
- (9) 設置者及び事業者は、奥尻空港周辺での計画の際は、航空法に基づき制限表面（高さ制限）を遵守し、発電施設の工事に着手する90日前までに、事業計画について奥尻空港管理事務所と事前協議を行い、且つ書面による同意を得なければならない。
- (10) 電波障害防止区域内で発電施設を計画する際は、「防衛・風力発電調整法」により、防衛省への事前確認を行うこと。羽の長さが5メートル以上のもの、又は風車高さ（羽の先端が最高位置にあるときの地表との垂直距離）が20メートル以上のもの等、障害があると判定された場合、工事停止や制限を命じられる場合があります。防衛省のウェブサイト等で最新の内容を確認すること。
- (11) 令和5年3月20日、電気事業法改正により、出力20キロワット未満の小型風力発電設備は、小規模事業用電気工作物へ分類が変更となり、技術基準への適合維持義務、基本情報の届出、使用前自己確認の義務化等、保安規制が拡大しており、経済産業省のウェブサイト等で最新の内容を確認すること。

（事前協議）

第7条 設置者等は、設置事業を計画したときは、奥尻町風力発電施設事前協議届出書（様式第1号）の外、第7条3項に掲げる図書を添付し、計画の概要並びにその工事の範囲及び方法等について、あらかじめ町長と協議しなければならない。

2 町長は前項による協議が終了したときは、事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第7条1項に規定する届出には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 事業計画がわかるもの
- (2) 事業区域の土地所有者（個人の場合）の住民票（本籍を記載）
（法人の場合）の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (3) 事業区域の土地所有者が複数人又は数社になる場合は、(2)に該当する図書は全員又は全社分とし、関係権利者一覧表を作成
- (4) 設置者（個人の場合）の住民票（本籍を記載）
（法人の場合）の登記事項証明書（全部事項証明書）

- (5) 事業者（個人の場合）の住民票（本籍を記載）
（法人の場合）の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (6) 位置図
- (7) 事業区域の地積測量図・求積図
- (8) 土地利用現況図
- (9) 土地利用計画図
- (10) 造成計画平面図・断面図
- (11) 工作物の計画図
- (12) 風力発電設備設計図
- (13) 雨水排水設備計画図
- (14) 維持管理計画書（保守点検・メンテナンス等）
- (15) 事業関係法令に関する申請状況確認書

（説明会の実施）

第8条 設置者又は事業者は、前条に規定する事前協議の終了後、風力発電施設の工事に着手する90日前までに、地域住民等に対して説明会を開催し、計画した設置事業の内容について説明、理解を十分に得られるよう努め、且つ書面による同意を得なければならない。

2 説明会は、開催を予定する日の30日前までに、地域住民等に対して、開催する場所及び日時を、個別訪問及び投函により書面を配布し、周知しなければならない。

3 設置者及び事業者は、説明会を行うまでに、発電施設建設に伴う影響要因と事業区域の特性（環境要素）を整理し、影響が予想される項目（作動音、低周波音、電波障害、動植物等）について、調査、予測値、評価の手法及び対応等を取りまとめた事前調査報告書を、丁寧に且つ分かりやすく説明をし、理解を得れるよう努めなければならない。

4 第8条1項の規定により説明会を開催し、地域住民等の同意を得たときは、同意書を町長へ提出しなければならない。

5 関係法令順守状況を説明する際には、許認可取得状況及び取得に向けたスケジュール等について具体的に説明しなければならない。

6 設置者及び事業者は、説明会において地域住民等から出された質問、意見及び要望に対し、丁寧且つ誠実に対応しなければならない。

（事業区域との接道）

第9条 事業区域との接道義務はないが、防災上の観点から、緊急車輛用の通路、避難経路の確保等、事業区域外の幅員4.0m以上の道道又は町道に4.0m程度接するよう努めるものとする。

(文化財保護)

第10条 設置者又は事業者は、埋蔵文化財包蔵地及び隣接地で風力発電施設(建築・土木工事を含む)の工事を行う際は、文化財保護法による事前協議が必要であり、風力発電施設の工事に着手する90日前までに、事業計画について奥尻町教育委員会に届出を行い、且つ書面による同意を得なければならない。

2 前項の規定により、奥尻町教育委員会の同意を得たときは、同意書を町長へ提出しなければならない。

3 工事の着手とは、風力発電施設の工事等のほか、森林伐採、土地造成、仮設工事等の準備行為を含むものとする。

(事業区域の境界の明示)

第11条 事業区域界は、隣接する土地との利用形態を区別し、設置者及び事業者の管理責任を明確にするため、境界点を境界杭等で明示しなければならない。

2 前項は、次条の届出を行う日までに隣接者(土地所有者)と立ち会いの上、確定させ、書面による同意を得なければならない。

3 前項の規定により、隣接者(土地所有者)の同意を得たときは、同意書を町長へ提出しなければならない。

(届出及び同意)

第12条 設置者は、近隣施設管理者、関係機関、地域住民等との必要な協議及び許可又は同意を得た後、風力発電施設の工事に着手する60日前までに、奥尻町風力発電施設計画届出書(様式第2号)の外、第12条4項に掲げる図書を添付し、町長に届出を行い、且つ同意を得なければならない。

2 町長は、前項の届出が関係法令及び各ガイドラインの規定に適合していると認められる場合、その旨を通知するものとする。

3 工事の着手とは、風力発電施設の工事の外、森林伐採、土地造成、仮設工事等の準備行為を含むものとする。

4 第12条1項に規定する届出には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 説明会時に配布、使用した資料又は図書
- (2) 説明会時に配布、使用した事前調査報告書
- (3) 地域住民等からの意見又は要望と、設置者及び事業者の対応方針等(議事録)の写し
- (4) 説明会を開催した状況を確認できる写真
- (5) 説明会に出席した者(地域住民等・設置者・事業者)の名簿(氏名・住所・電話番号)の写し
- (6) 説明会に出席した者(地域住民等)から同意を得た同意書
- (7) 航空法による制限表面(高さ制限)について、奥尻空港管理事務所から同意を得た同意書

- (8) 防衛・風力発電調整法について、防衛省への事前確認を行い、自衛隊等使用電波障害の有無の回答通知書及び事前確認に使用した全ての図書の写し
- (9) 文化財保護法による奥尻町教育委員会から同意を得た同意書
- (10) 事業区域の近隣の施設管理者の同意を得た同意書（河川、港湾、学校、幼稚園、病院、福祉施設、町内会館等、奥尻町民が使用する全ての施設を含む）
- (11) 事業区域の隣接者（土地所有者）から同意を得た同意書
- (12) 事業区域の土地利用承諾書又は借地契約書（土地所有者と設置者が異なる場合）
- (13) 事業区域の土地所有者
 - （個人の場合）の住民票（本籍を記載）・登記簿謄本・印鑑証明書
 - （法人の場合）の登記事項証明書（全部事項証明書）・印鑑証明書
- (14) 事業区域の土地所有者が複数人又は数社になる場合は、(13)に該当する図書は全員又は全社分とし、関係権利者一覧表を作成
- (15) 設置者（個人の場合）の住民票（本籍を記載）・印鑑証明書
 - （法人の場合）の登記事項証明書（全部事項証明書）・印鑑証明書
- (16) 事業者（個人の場合）の住民票（本籍を記載）・印鑑証明書
 - （法人の場合）の登記事項証明書（全部事項証明書）・印鑑証明書
- (17) 事業区域の地積測量図・求積図
- (18) 位置図
- (19) 土地利用現況図
- (20) 土地利用計画図
- (21) 造成計画平面図・断面図
- (22) 工作物の詳細図
- (23) 風力発電設備詳細図（風車・支持物の構造図及び強度計算図）
- (24) 雨水排水設備詳細図
- (25) 維持管理計画書（保守点検・メンテナンス等）
- (26) 設置事業工程表
- (27) 事業関係法令に関する許可証又は通知書の写し
- (28) 奥尻町風力発電施設事前協議届出書（様式第1号）の写し
- (29) 事前協議終了通知書の写し
- (30) 奥尻町風力発電施設工事確約書（様式第3号）
- (31) 委任状（委任者及び受任者の双方が記載されていること）
 - ※印鑑証明書の印鑑登録印で押印されていること
 - ※委任内容が記載されていること
- (32) 事業計画認定通知書（ID番号）の写し（北海道産業保安監督部 発行）
- (33) 全ての公的証明書は取得3カ月以内のものとする
- (34) 前各項に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書・資料等

(工事完了)

第13条 設置者は、設置事業が完了したときは、14日以内に奥尻町風力発電施設工事完了届出書(様式第4号)を町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の届出を受理した日から14日以内に、第12条1項の届出書通りに施工されているか確認することとする。

3 第13条1項に規定する届出には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 主要な資材等の出荷証明・品質証明書の写し(電子データとする)
- (2) 工事写真(北海道営繕工事記録写真撮影要領を遵守し、工事写真管理ソフト等を使用してアルバム形式とする)(電子データとする)
- (3) 産業廃棄物管理票(マニフェストA・E票)の写し及び種別集計表(電子データとする)
- (4) 前各項は、電子媒体として提出すること(CD-R又はDVD-R)
- (5) 第6条1項(1)に規定した、発電施設より1000メートル以上離れた事業区域の近隣(発電施設を中心に半径1500メートル以内の範囲)において、工事完了後に試運転を行い、事前調査報告書(作動音、低周波音、電波障害、動植物等)の予測値以内であることを確認。試運転の調査結果について地域住民等及び施設管理者に報告した後、書面による同意書を得なければならない。
尚、測定箇所(位置)については、地域住民等及び施設管理者と事前協議を行わなければならない。
- (6) 上記(5)による、住宅及び近隣施設の同意を得たときは、同意書を町長へ提出しなければならない
- (7) 前各項に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類・資料等

(事業内容変更)

第14条 設置者は、届出対象風力発電施設の事業内容を変更しようとするときは、30日前までに、奥尻町風力発電施設事業内容変更等届出書(様式第5号)の外、変更内容が確認できる第12条4項に該当する図書を添付し、町長に届出を行い、且つ同意を得なければならない。

2 前項の届出に伴い、変更内容が地域住民等・近隣施設管理者・関係機関等との協議が必要な場合は、着手済みの場合は工事を中断し、再度、変更に伴う事前協議及び説明会を開催、書面による同意を得なければならない。

3 町長は、第14条1項及び2項の届出が関係法令及び各ガイドラインの規定に適合していると認められる場合、その旨を通知するものとする。

(事業廃止)

第15条 設置者は、届出対象風力発電施設の発電事業を廃止しようとするときは、30日前までに、奥尻町風力発電施設事業廃止届出書(様式第6号)を町長に

届出なければならない。

2 風力発電施設の事業廃止後は、施設設備等の放置や不法投棄を防止し、関係法令を遵守して、速やかに撤去・運搬・処分を行わなければならない。

3 前項に伴う施設設備等の撤去後、空地は芝等の地被類による緑化、植林するよう努め、全ての措置終了後に奥尻町の職員を事業区域に立ち入りさせ、完了検査を受け、町長の同意を得なければならない。

4 設置者は、前項による完了検査を受けるときは、14日前までに、奥尻町風力発電施設事業廃止措置完了検査届出書（様式第7号）を町長に届出なければならない。

5 前項による完了検査後、土砂流失等の災害が発生した場合又は生活環境等への影響が認められた場合は、速やかに改善のための措置を講ずるとともに、その内容を町長に報告しなければならない。

（設置者及び事業者の責務）

第16条 設置者及び事業者は、関係法令を遵守するほか、事業区域及びその周辺の自然環境及び生活環境に十分配慮するとともに、事故・公害及び災害の防止並びに地域住民等との良好な関係の保持に努めるものとする。

2 発電施設を稼働、一定期間が経過した後、地域住民等、施設管理者に健康被害（心身に係る苦情等）が見受けられた場合、即時に対策を講じるための協議を行うこととし、原因究明、解決に至るまでの期間、発電施設の運転を停止しなければならない。

（空地の緑化）

第17条 事業区域内の風力発電施設が設置されない空地については、芝等の地被類による緑化するよう努めるものとする。

（1） 従前の土地が山林の場合は、むやみな伐採・伐根・造成は行わず、植生の保全に努めるものとする。やむを得ず伐採・伐根・造成を行う場合は、芝等の地被類により緑化するものとする。

（2） 従前の土地が農地・原野等の場合は、前号を基準として、むやみな耕起は避け、空地については芝等の地被類により、緑化を図るものとする。

（伐採木等の搬出处分）

第18条 事業に伴い、伐採・伐根を行った場合は、存置に起因した災害防止のため、木根等は関係法令に従い、事業区域外に搬出し処分しなければならない。

（安全施設基準）

第19条 事業区域内への第三者の立ち入りを防ぎ、事故発生を防止するため、事業区域の境界から事業区域側へ、地上高さ1.1m以上の防護柵を設置し、事業区域を

囲わなければならない。

(雨水排水路等)

第20条 事業に伴い事業区域内外に設置する雨水排水路等については、コンクリート製又は塩化ビニール製等の製品を使用し、自然災害に影響を受けぬよう強固に設置しなければならない。

2 木杭・土のう・土側溝等、形状や素材の耐候性が低いとされる資材については、雨水排水路等の資材としては使用してはならない。

(事業区域の雨水排水処理基準)

第21条 事業区域内の雨水排水処理について、周辺環境の保全を目的とした雨水排水処理基準を次の各項に定めるものとする。

2 事業区域に係る雨水排水処理は、雨水浸透処理施設等により事業区域内にて処理することを原則とする。

3 各発電施設から発生する雨水について、雨水の落下地点等が洗堀されず、雨水が敷地内に浸透するよう雨樋の設置、砕石敷設、地下浸透施設等の対策を講じなければならない。

4 前各項によることが困難な場合、又は雨水の浸透により周辺に悪影響を及ぼすおそれのある場合は、貯留型（貯留浸透又は貯留型拡水法）の流出抑制施設により雨水流出量を調整・処理することとし、最寄りの用排水路、河川等の周辺公共用水域へオーバーフロー水として放流することとする。

5 事業者は、前項により事業区域から流出する雨水を公共用水域等（飲用水・かんがい用水に利用している河川等）へ放流するときは、当該放流先の施設管理者と協議の上、許容流出量を定め施設容量を算定するとともに、当該放流先水路、又は河川等の施設管理者の書面による同意を得なければならない。

(維持管理)

第22条 事業者は、発電事業が稼働又は終了し、発電設備及び施設等を全て撤去するまでの期間、災害の発生又は生活環境等の保全に支障が生じないように、事業区域内外全てを常時安全且つ良好な状態になるよう、適切に保守点検及び維持管理に努めなければならない。

2 発電設備及び施設等の破損、火災や土砂流失等の災害が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合等に備え、発電施設の風力発電出力、設置者及び事業者の名称及び連絡先（住所・氏名・代表電話番号・緊急用電話番号）、その他必要な事項を記載した管理看板を、敷地内の見やすい場所に設置しなければならない。

3 事業者は、発電事業に起因して地域住民等又は施設管理者から苦情があったときなど、生活環境等への影響が認められた場合は、速やかに改善のための措置を講ずるとともに、その内容を町長へ報告しなければならない。

4 事業区域内外の発電施設（各設備・防護柵・排水設備等を含む）は、定期的に保

守点検及びメンテナンスを行うこととし、スケジュール計画を町長に提出しなければならない。

5 事業区域内の除草等環境整備に努め、その際、除草剤、殺虫剤、融雪剤、洗剤等は使用してはならない。

6 自然災害や事故、機器の故障が発生した場合、速やかに対応できるよう緊急対応マニュアルを作成すること。

7 災害発生時の緊急連絡体制を整備し、町長へ報告しなければならない。

(指導及び助言、勧告、公表、報告)

第23条 町長は、設置者及び事業者に関して必要があると認められるときは、適切な措置を講ずるよう指導・助言・勧告をすることができる。

2 事業者及び設置者は、前項の規定による指導又は助言を受けたときは、その指導又は助言により講じた措置の内容について、町長に報告しなければならない。

3 町長は、設置者又は事業者が、発電施設に関する工事及び維持管理に関して正当な理由なく従わなかったときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告し、事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地等）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

4 町長は、前項の公表後、公表内容及び公表の事実を国又は北海道へ報告することができる。

(地位の承継)

第24条 土地所有者から土地所有権移転、及び設置者又は事業者から発電事業の所有権移転（譲渡・相続・売買・分割・合併等）により、その地位を承継した者は、承継した日から10日以内までに、奥尻町風力発電施設事業所有権変更等届出書（様式第8号）の外、変更内容が確認できる第12条4項に該当する図書を添付し、町長に届出なければならない。

2 地位を承継した者は、当該承継に係る発電事業・維持管理について、全ての地位を承継し、当該事業者が付された一切の条件を遵守するものとする。

3 当該土地所有者は、設置者又は事業者が所在不明となった場合若しくはその組織を解散した場合においては、当該土地所有者が設置者又は事業者に取り代りに必要な措置を講じなければならない。

(協議及び協力)

第25条 設置者及び事業者は、発電事業に関して、奥尻町及び地域住民等又は近隣施設管理者から、維持管理・環境・景観等に関する申し入れがあったときは必要な協議に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

2 設置者及び事業者は、常に地域住民等又は近隣施設管理者との調和を保つよう配慮しなければならない。

3 設置者及び事業者は、設置事業及び発電事業の実施に伴い周辺環境への影響が認められ、事故・災害等が発生するおそれがある場合又は地域住民等又は近隣施設管理者からの苦情、改善要望等があった場合には、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

(報告)

第26条 町長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者又は事業者に対し、必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第27条 町長は、このガイドラインに関し必要な限度において、奥尻町の職員に設置者及び事業者の事務所・事業所・事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、設置者又は事業者に質問させることができる。

(条件)

第28条 事業区域の土地所有者、設置者及び事業者の代表者、全ての者が日本国籍を有しており、且つ本邦企業でなければならない。

(委任)

第29条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、都度町長が別に定める。

(附則)

この訓令は、公布の日から施行する。